

人づくり交流事業助成について

安芸市友好交流協会では、市民の皆様が、産業・文化・スポーツ・福祉等の各分野において、市の発展と人材の育成を目的とした地域間交流に対し助成を行っています。

1 助成対象事業

- (1) 助成対象事業者は、当協会の目的に添った個人（所属、関係団体より推薦された者）及び適正な構成メンバーからなる団体とします。
- (2) 交流及び先進地での自主的研修を目的とし、他の団体から当該事業に係る助成が明らかな場合は、対象経費から除きます。
- (3) 助成事業者の採択に当たりましては、単年度1団体（1個人）1事業とします。
- (4) 次のような事業は、対象外とします。
 - ア 競技のみを目的としたスポーツ大会への出場。
 - イ 文化や芸術、スポーツ等の鑑賞を目的としたもの。
 - ウ その他単に講演会や定期大会への参加。
 - エ 学生によるクラブ活動及び語学研修等を目的とした海外留学など。
 - オ 総事業費が1万円未満の事業。

2 事業の内容

- 第1号 国内、国外先進地への自主的研修、交流事業
- 第2号 姉妹都市交流事業、安芸市と行政間の協定を締結した都市等との交流（団体に限る）
- 第3号 安芸市において他市町村と行う交流事業(団体に限る)
- 第4号 その他人材育成・まちづくりに必要と認める事業

3 助成対象経費

第1号、第2号

- (1) 交通費、宿泊費のうち協会が認めるもの。
*なお、交通費、宿泊費は安芸市の旅費条例に定める額か、又は実費のうち、いずれか少ない経費。

第3号、第4号

- (1) 講演、研修開催に伴う、講師謝礼、講師旅費等の報償費
- (2) 会場借り上げ等の使用料
- (3) 資料印刷等の消耗品費
- (4) その他協会が認める費用

4 対象外経費

- (1) 弁当、茶菓子代等
- (2) 親睦会、懇親会等の飲食代など。
- (3) 他の団体等からの助成金。

5 助成上限額

第1号、第2号・・・国内外を問わず、個人5万円、団体10万円

第3号、第4号・・・国内外を問わず、個人・団体ともに10万円

＊予算の範囲内での助成であり、予算残額により、満額助成できない場合があります。あらかじめご了承ください。

6 助成金の交付決定

協会へ申請があった場合は、審査し助成金交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知します。

7 概算払いの助成額の確定

概算払い時の経費見積りと実績額が異なる場合。

ア 概算払いより実績額が少ない場合は、実績額に基づく算出額で確定する。

イ 概算払いより実績額が大きい場合は、適正な事由がない限り、概算払いの算出で確定する。